

# 下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例のしくみ

## 7つの基本理念(第3条)

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 男女の生涯にわたる健康の確保
6. 国際的協調
7. 性同一性障がい者等(LGBT※を含む)に対する配慮

### 市の責務

### 市民の責務

### 事業者の責務

### 市民団体等の責務

#### 基本的施策(第8条～第14条)

- 基本計画を策定
- 広報・啓発活動
- 学習活動への支援
- 農業、商工業等の自営業における活動支援
- 情報の収集及び調査研究
- 実施状況の公表

#### 性別による差別的取扱いの禁止(第16条)

- 性別による差別的取扱い
- 暴力などの人権侵害
- ハラスメント
- ドメスティック・バイオレンス

#### 苦情及び相談への対応(第15条)

男女共同参画の推進を妨げる人権侵害や施策について(性別による差別によって人権が侵害された場合など)、苦情や相談を受けた市は、他の機関と連携して、適切に対応するよう努める

※LGBT は、女性同性愛者(Lesbian)、男性同性愛者(Gay)、両性愛者(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender: 身体の性別とは異なる性別を生きる/生きたいと望む人)、の頭文字。

## 男女共同参画社会の実現

また、条例の施行に合わせて、下野市の男女共同参画に関する施策を推進するため、平成28年4月から5年間で計画期間とする「第二次男女共同参画プラン」が策定されました。

### 将来像

お互いを理解し尊重する  
心豊かな社会の実現をめざす下野市

### 基本目標

- I あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり
- II 女性の活躍を支える基盤づくり
- III 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

### 施策の方向

- 1 男女が共に働き続けられる職場づくりへの支援
- 2 意思決定の場への女性の参画拡大
- 3 男女が共に担う地域社会づくりへの支援
- 1 男女の活躍を支える子育て支援サービスの充実
- 2 男女の活躍を支える介護サービスの充実
- 3 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備
- 4 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援
- 1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・機運づくり
- 2 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 3 国際的な視点からの男女共同参画の推進

市民協働推進課  
 職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するために、みなさんの積極的な取組をお願いいたします。

☎(32) 8887